

どき

季のさらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌



CONTENTS

Vol.8

◆いきいき茨城ゆめ国体 いきいき茨城ゆめ大会応援号

- ◆ 賴れる街の法律家
- ◆ 森林の土地の所有者届出制度
- ◆ 相続・遺言に関する民法改正
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

日本行政書士会連合会
公式マスコットキャラクター
ユキマサ君と
マスコットキャラクター
いばラッキー

いきいき茨城ゆめ国体って何?



45年ぶりに茨城で国体が開催される…。

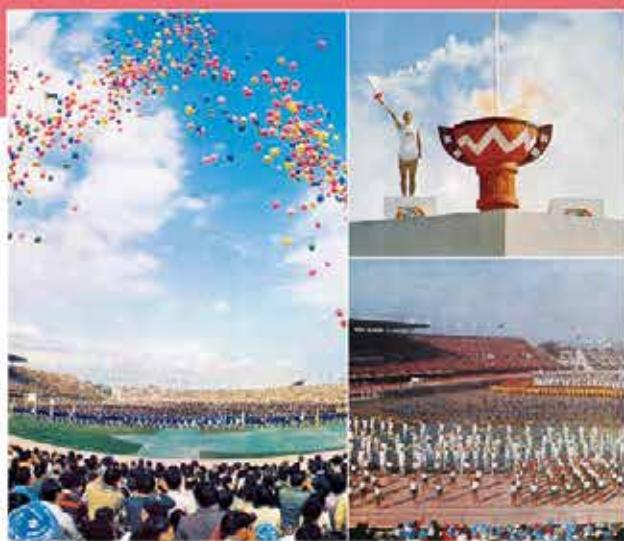
いはラッキー

よくニュースや新聞で「〇〇で国体が開催されました。」などの報道がされることも皆さんはご存知かと思います。しかし、国体に参加したことがある人、見たことがある人は少ないと思います。そこで今回は実は知らないことが多い国体、「いきいき茨城ゆめ国体」を特集してみました。

国体とは正式名称を国民体育大会といいます。

この国体、実はスポーツ基本法という法律に根拠を持つ格式の高いスポーツ大会なのです。

昭和21年、京都を中心とした京阪神地方で開始され、現在は、都道府県が「東(北海道・東北・関東)」「中(北信越・東海・近畿)」「西(中国・四国・九州)」の3地区の輪番制で毎年開催し、国内・開催都道府県のスポーツの振興に強く貢献しているスポーツ大会となっています。



45年前の茨城国体の様子

競技の種類と勝敗は？



競技は、都道府県対抗方式で行われ、冬季大会と本大会2つの大会の成績を合算してその年の男女総合優勝「天皇杯」と、女子総合優勝「皇后杯」を決定します。昨年度の福井国体の成績は以下のとおりです。

区分	天皇杯（男女総合）	皇后杯（女子総合）
茨城県	第16位 (1120.0点)	第14位 (689.5点)
福井県 (開催県)	第1位 (2896.0点)	第1位 (1462.5点)
東京都	第2位 (2246.0点)	第2位 (1280.5点)

※開催県の天皇杯獲得は第70回和歌山大会以来、皇后杯獲得は第67回岐阜大会以来

今冬、釧路・札幌で行われた第74回国民体育大会冬季大会で茨城県は総合3位という好成績を収めていますので45年ぶりの天皇杯に大きく近づきました。



国体で行われる競技の種類は4種類あり、そのうち得点対象となるのは正式競技の37種類のみです。

正式競技(37競技)	都道府県対抗で実施され、天皇杯・皇后杯の得点対象となる37競技です。
公開競技(5競技)	都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するもので、都道府県対抗の得点対象とならない競技です。
特別競技(1競技)	毎年開催される高等学校野球が指定されています。都道府県対抗の得点対象となりません。
デモンストレーションスポーツ	県内在住の一般の方でも参加可能な競技です。都道府県対抗の得点対象となりません。

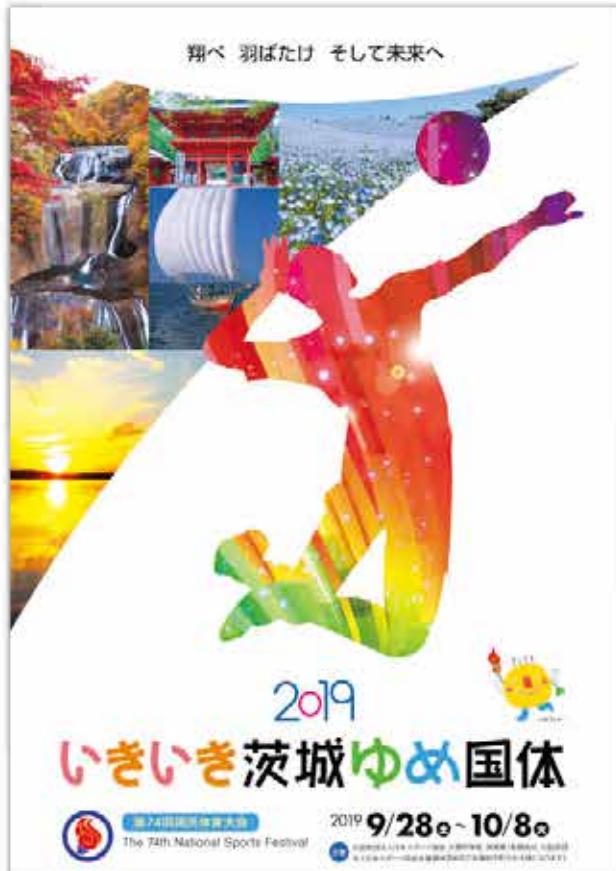
また、競技によって得られる得点は種目や種別によっても違い、種別においては、参加人数が多いほど得点が高くなっています。

競技の人数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種目	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点
種別 4人以上	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
種別 5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種別 8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点



いきいき茨城ゆめ国体 2019

その特徴



趣旨

選手やボランティアをはじめ、国体に参加するすべての人々が、活気に満ちた、いきいきと活躍できる夢のあるスポーツの祭典を創り上げる。

スローガン

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

国体に様々な形で参加することによって飛躍し、そして未来に向けて大きく羽ばたいていける大会であるように。

開催期間

令和元年
9月28日(土)～
10月8日(火)



基本方針

「いばらきの魅力」を全国に発信する絶好の機会とし、大会の開催に当たっては、簡素・効率化を図りながら、県民一人一人が郷土に誇りをもち、誠意とまごころを持って来県者に接し、創意工夫を凝らした大会運営に努める。

また、スポーツを通して県民に夢や感動を与え、スポーツに対する関心意欲を更に高揚させ、健康・体力の保持増進と競技力向上を図りながら、心豊かでたくましい人づくりにつながる取り組みを推進する。

更に、開催準備を通して、県民が心をひとつにし、絆を深め、震災からの復興につなげていく。

- 1 「いばらきの魅力」を発信する国体
- 2 茨城の特色を生かし、創意工夫を凝らした国体
- 3 人情味あふれるおもてなしで創る国体
- 4 更なるスポーツの推進を図る国体

いきいき茨城ゆめ国体 2019

ゲームが
国体に
登場？



今回の茨城大会のウリは何といっても文化プログラムの1つである“eスポーツ”です。

“eスポーツ”とはエレクトロニック・スポーツの略称で、コンピューターを使ったスポーツ競技です。

日本では“eスポーツ”はまだまだメジャーではなく、ゲームがスポーツといわてもピンとこない方もいると思います。しかし、世界ではアメリカを中心に入気が高まり、競技人口は約1億人ともいわれており、市場規模や大会の賞金も日本とは桁違いになっています。

また、2018年に「第18回アジア競技大会 ジャカルタ・パレンバン」で、“eスポーツ”がデモ競技として実施され、中国・杭州にて開催予定の2022年アジア競技大会（第19回大会）でも公式スポーツプログラムに“eスポーツ”が採用されることが検討されています。

このように世界的に機運が高まっている“eスポーツ”が茨城国体で文化プログラムとして初めて本格的に採り入れられます。

競技タイトルは世界的人気のあるサッカーゲームの「ウイニングイレブン」、リアルドライビングシミュレーターの「グランツーリスモSPORT」とおなじみのパズルゲームの「ぶよぶよeスポーツ」と発表されました。

既に予選が行われているところもあり、秋の茨城国体に合わせて日本一を決めます。

これから盛り上がりを見せるであろう“eスポーツ”的大会をご覧になってはいかがでしょう？

その他にも水球女子、トランポリン、レスリング女子、自転車ロードレース女子などが茨城国体の競技種目に登場します。競技数が増え、さらなる賑わいが期待できるでしょう。



平成30年9月 eスポーツ選手権大会（茨城プレ大会）の様子

いきいき茨城ゆめ国体 2019

いきいき茨城ゆめ国体
国体に
参加
しよう！

皆さんも参加できる・申し込みがまだ間に合うデモンストレーションスポーツをご紹介します。

競技の中には同意書の提出が必要な競技、参加希望者が多い場合は先着順・抽選になる競技などもあります。

詳しくはいきいき茨城ゆめ国体のホームページをご確認ください。



競技名	実施日	申込期間
アームレスリング（つくばみらい市）	10／6(日)	8／1(木)～8／30(金)
いきいきトランボリン（稲敷市）	6／30(日)	5／20(月)～6／21(金)
ウォーキング（五霞町）	9／21(土)	6／1(土)～7／31(水)
ウォーキング（利根町）	10／5(土)	7／2(火)～8／31(土)
エアロビック（取手市）	9／23(月・祝)	6／1(土)～6／30(日)
オリエンテーリング（石岡市）	10／6(日)	8／1(木)～9／16(月・祝)
少年少女サッカー（小美玉市）	9／15(日)	7／1(月)～7／25(木)
少年軟式野球（境町）	9／7(土)	7／1(月)～8／2(金)
少林寺拳法（古河市）	9／8(日)	6／15(土)～7／15(月・祝)
スポーツ鬼ごっこ（つくば市）	10／6(日)	7／1(月)～8／20(火)
スポーツウェルネス吹矢（石岡市）	8／30(金)	5／13(月)～6／17(月)
ソフトバレー ボール（河内町）	9／8(日)	5／10(金)～7／5(金)
ターゲット・バードゴルフ（つくばみらい市）	9／15(日)	7／1(月)～7／31(水)
ダンススポーツ（取手市）	9／22(日)	7／22(月)～8／21(水)
ダンス&パフォーマンス（つくば市）	9／23(月・祝)	6／30(日)～7／7(日)
トレイルラン（石岡市）	9／15(日)	5／1(水)～7／31(水)
ハンググライダー・パラグライダー（石岡市）	9／7(土)	6／1(土)～7／31(水)
ハンドテニス（つくばみらい市）	10／5(土)	8／5(月)～9／5(木)
パークゴルフ（結城市）	9／1(日)	6／3(月)～8／2(金)
パンポン（日立市）	8／31(土)	7／1(月)～7／25(木)
ビーチハンドボール（行方市）	8／25(日)	6／1(土)～7／5(金)
ビーチボールバレー（八千代町）	9／15(日)	7／2(火)～7／31(水)
ユニカール（城里町）	9／1(日)	6／19(水)～7／19(金)
レク・クロッケー（大洗町）	9／21(土)	7／10(水)～8／20(火)

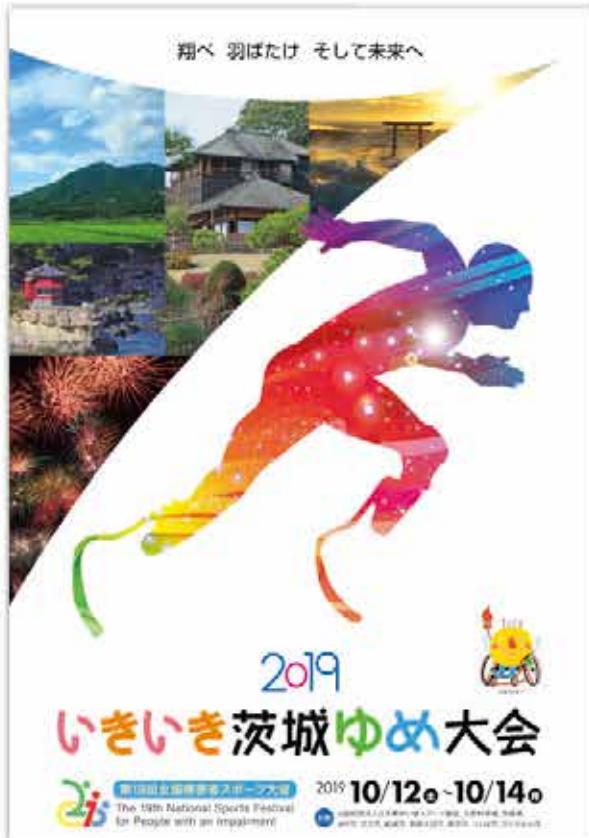
*実施日や申込期間が終了した競技については、掲載しておりません。



いきいき茨城ゆめ大会 2019

その特徴

いきいき茨城ゆめ国体に続いて、いきいき茨城ゆめ大会(第19回全国障害者スポーツ大会)も開催されます(令和元年10月12日(土)~14日(月))。こちらも白熱した試合が期待できます。



全国障害者スポーツ大会は、3日間の会期で開催され、個人競技6競技、団体競技7競技の13競技及びオープン競技が実施される国内最大の障害者スポーツの祭典です。

平成12年までこれまで別々に開催されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」を統合し、平成13年に第1回大会が宮城県で開催されました。以降、オリンピック終了後に開催されるパラリンピックと同じように、毎年、国民体育大会終了後に開催されています。

国体とは異なり、大会会長は都道府県知事が務め、副会長は政令市長が務めています(政令市のある道府県のみ)。これはねんりんピック(60歳以上のご高齢の方々を中心としたスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典)と同様です。ちなみに、障害者スポーツ大会は、夏季大会のみで冬季大会はありません。

いきいき茨城ゆめ国体、いきいき茨城ゆめ大会の開閉式、主な競技の様子はEテレやローカル・ケーブルTVなどでもご覧になれます。

誰もが参加できるスポーツフェスティバル。あなたも参加してみませんか?

この機会を逃すと次に参加できるのは45年後になるかもしれませんよ。



趣旨

選手やボランティアをはじめ、大会に参加するすべての人々が、活気に満ちた、いきいきと活躍できる夢のあるスポーツの祭典。

スローガン

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

大会に様々な形で参加することによって飛躍し、そして未来に向けて大きく羽ばたいていける大会であるよう。

主 催

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県・指定都市、開催地市町及び関係団体

開 催 期 間

令和元年

10月12日(土)~
10月14日(月)



基 本 方 針

1 可能性にチャレンジし、人が輝き元気になる大会

多くの県民がボランティアや県民運動など様々な活動で大会開催に参加し、来県者の方々に対して誠意とまごころ、おもてなしと思いやりの心をもって温かくお迎えするとともに、競技や記念イベント等を通して、障害のある人もない人もすべての参加者が可能性にチャレンジし、感動や喜びを共有できる大会とします。

2 「いばらきの魅力」を発信する大会

県民1人ひとりが、大会開催を通して、いばらきならではの豊かな自然や歴史、文化、祭り、温泉、郷土料理、特産品、最先端の科学技術など魅力ある地域資源を再認識するとともに、これら「いばらきの魅力」を、県庁報誌、ホームページをはじめ、新聞、ラジオ、テレビなど多様な広報媒体を積極的に活用し情報発信して参ります。

3 変えよう 示そう わたしの力で

障害のある人もそうでない人もすべての人が、分け隔てのない多様な個性を包容し、お互いに助け合う、「共生社会」を創るために、思いやりの心を共有しながら、夢と勇気と感動をお届けする障害者スポーツ大会を目指します。



いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 会場地市町村一覧

●実施競技

国民体育大会

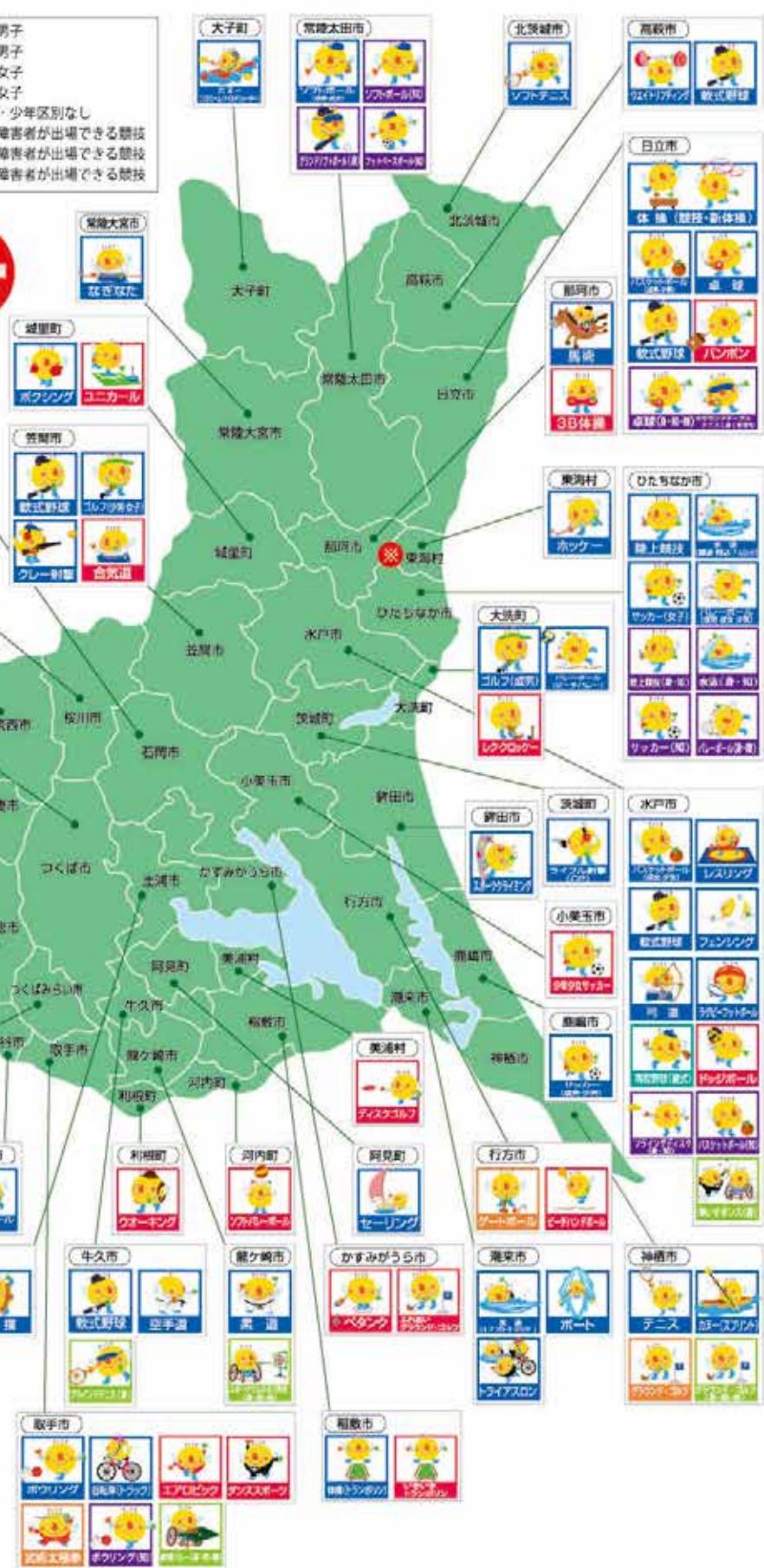
- 正式競技／37 競技
(27 市 5 町 1 村)
- 公開競技／5 競技
(5 市)
- 特別競技／1 競技
(2 市)
- デモンストレーションスポーツ
31 競技 (15 市 7 町 1 村)

全国障害者スポーツ大会

- 正式競技／13 競技
- オープン競技／6 競技

成男 = 成年男子
少男 = 少年男子
成女 = 成年女子
少女 = 少年女子
女子 = 成年・少年区別なし
身 = 身体障害者が出場できる競技
知 = 知的障害者が出場できる競技
精 = 精神障害者が出場できる競技

* 開閉式会場
笠松運動公園
陸上競技場



いきいき茨城ゆめ国体・大会ホームページ
<http://www.ibarakikokutai2019.jp/>



茨城県知事
大井川 和彦

「季のきらめき」第8号の発刊、おめでとうございます。

貴会におかれましては、身近な街の法律家として、本県の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

今年、茨城県では、令和となって初めての国民体育大会（9月28日～10月8日）と全国障害者スポーツ大会（10月12日～14日）が開催されますので、選手の競技力強化と、多くの来県者をお迎えする準備を進めております。

地域社会で活躍されている会員の皆様におかれましては、両大会の成功に向けて、引き続きご支援・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。平成30年10月末現在、全国で会員登録者数は47,912名となっており、茨城県行政書士会には、1,173名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

同行連「日本行政」11月号より

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、介護施設等入居契約
- ・在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請



森林の土地の所有者届出制度 ～森林を取得したときは届出をお忘れなく～



森林法の一部を改正する法律
(平成23年法律第20号)により
森林の土地の所有者となった旨の
届出等に関する規定が新たに
設けられました。

なぜ届出が必要？

森林資源の安定的な供給を確保し、
無秩序な伐採や開発が行われないよう、
行政から森林の所有者に助言等を
行うためです。

森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象になっている森林です。登記上の地目に関係なく、取得した土地が森林の状態になっている場合は届出が必要になる可能性がありますのでご注意ください。



森林と登記簿上の
山林は別物なので
注意ニヤ。



どんな場合に届出が必要？

● 森林法 第十条の七の二（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。

ただし、国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

**個人は法人かによらず、また売買、相続、
法人の合併などの取得事由も問わず
森林の土地を新たに取得した場合**

に、事後の届出が必要です。

面積が小さくても届出の対象です。

また登記が完了していても届出は必要になります。



いつ届出をする？

● 森林法施行規則 第七条（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から九十日以内に届出書(一通)を市町村の長に提出してしなければならない。

所有者となった日から90日以内

に、取得した土地がある市町村の長に届出を提出します。

詳しくは所有者となった土地のある
市役所・町村役場などの行政窓口

もしくはお近くの行政書士に
お問い合わせください。



相続・遺言に関する民法改正



高齢化社会に
対応するための
改正です。

2019年から相続・遺言
について次々と新法が
施行されます。

1



例えば、
遺言の目録をパソコンで作ることができる
ようになりました！

自筆証書遺言の方式緩和(平成31年1月13日施行) (新民法968条関係)

例:

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして、遺言を作成することができます。

- 財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できます。
- 遺言書本文は今まで通り自書しなければなりません。

遺言全文を
手書きは
大変だー

法改正で、目録は
パソコンでも
大丈夫になったん
ですよ！

財産がいろいろあると
何枚にもなるんだニャー

遺言を作るのが
ぐっと楽になって
よかったです!!

1
2
3
4



2



嫁の苦労が、相続で評価されるようになります！

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
(2019年7月1日施行) (新民法1050条関係)

旧ルール

例えば、長男の嫁が長男亡き後も一人で義母の介護をしていた場合、義母が死亡すれば、たとえ全く面倒を見ていなかったとしても義母の子が相続人となり、相続人でない嫁は相続財産を取得することができませんでした。

新ルール

上記の場合、嫁は相続人である義母の子に対して、介護等の貢献(寄与)に応じた金銭の請求をすることができ、実質的公平が図られます。

- 今まで寄与分の制度はありましたが、あくまでも相続人に限られていました。法改正により、相続人以外でも親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)に限り、特別の寄与をした場合に特別寄与者として認められることになりました。
- あくまでも寄与に応じた金銭の支払いを請求できるだけであり、相続人になるわけではありません。

3



故人の預金を葬儀費用に充てることができるようになります！

遺産分割等に関する見直し(2019年7月1日施行) (新民法909条の2関係)

旧ルール

被相続人の他界後、遺産分割が終了するまでの間は、預貯金は凍結され、たとえ葬儀費用の支払いなどがあっても、相続人単独では被相続人の預貯金の払戻し手続きができませんでした。

新ルール

遺産である預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しができるようになりました。



●単独で払い戻しができる額

[相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)] × 1/3
× [当該払い戻しを行う共同相続人の法定相続分]

※ただし、同一の金融機関に対する払戻し金額は法務省令で定める額の150万円が限度です。



その他、配偶者居住権なども
継々と改正されます。詳しくは…

行政書士は、頼れる街の法律家

茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについて多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の実施

毎週電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図りつつ、中小事業者を対象とした経営支援相談会に参加しています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権について」や「国際化について」などのテーマで出前授業を行いました。これからも法に基づく制度の理解及び考え方を身につけられるよう教育に貢献していきます。



災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

令和元年5月現在では、県内26市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市、牛久市、常総市、利根町、下妻市、つくばみらい市、稲敷市、阿見町、高萩市）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めています。

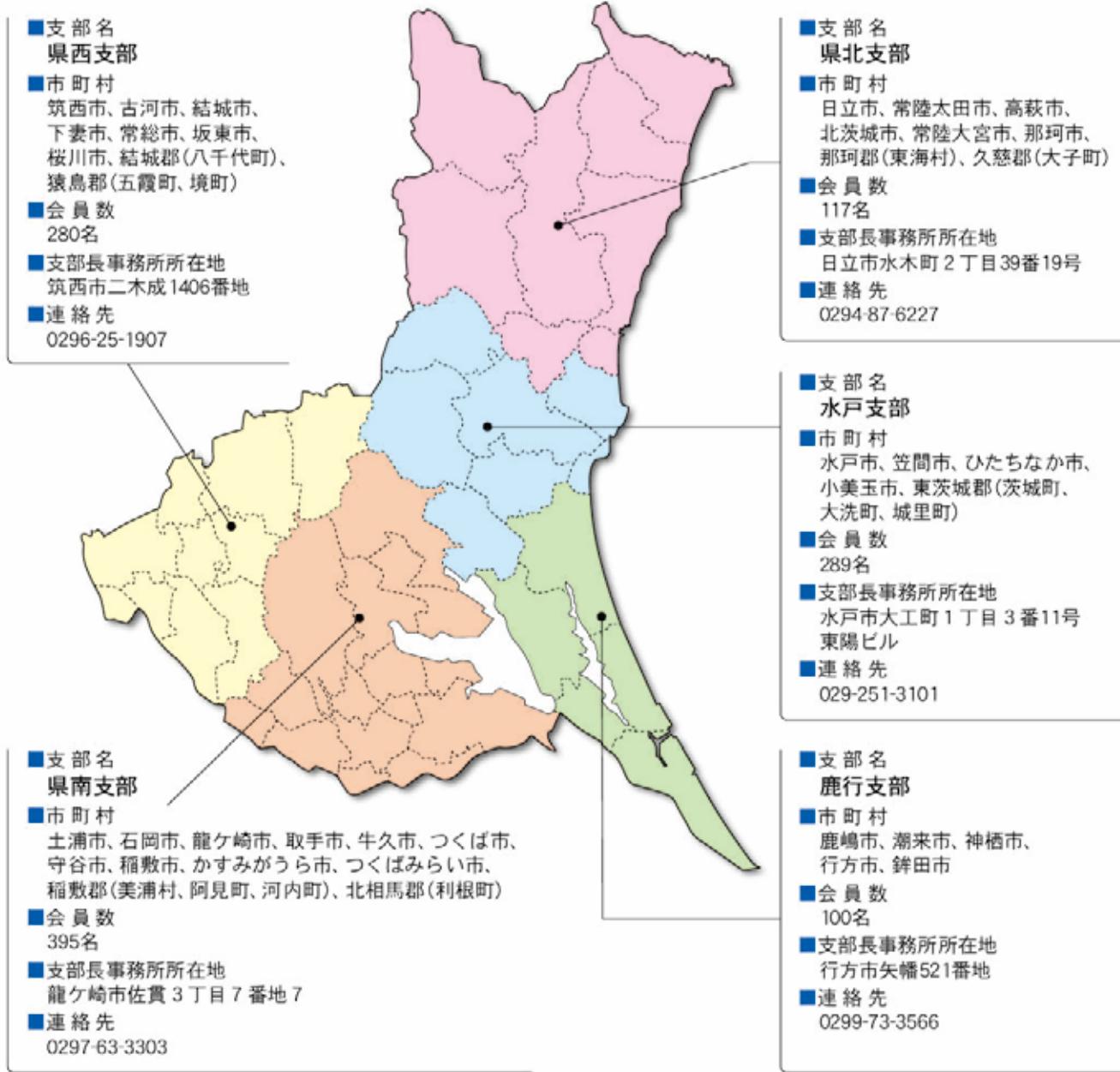
なお、平成29年5月には福島県行政書士会と、平成29年11月には関東地方協議会において協定を締結し、連携を深めています。

茨城県行政書士会・高萩市



高萩市との災害支援協力協定の締結

支部のご紹介



(平成31年4月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

令和元年度 無料相談会一覧

令和元年6月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階 (要予約)	毎月第3土曜日 (6/22・7/20・8/17・9/21・10/19・11/23・ 12/21・2/22・3/21)	午後1時～午後4時	担当 若山 0299-43-0536
	稻敷市	稻敷市役所 1階 (要予約)	原則毎月第2・第4日曜日 (6/9・6/23・7/14・7/28・8/11・8/25・9/8・ 9/22・10/13・10/27・11/10・11/24・12/8・ 12/22・1/12・1/26・2/9・2/23・3/8・3/22)	午前10時～正午	稻敷市役所総務課 029-982-2000 予約日時:相談日 当日の8:30～11:00
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 (茨城町役場の北側) 2階会議室	毎月第3月曜日 (6/17・8/19・10/21・11/18・12/16・1/20・ 2/17・3/16)	午後1時～午後4時	茨城町役場 町民協働課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所分庁舎 1階相談室 (要予約)	毎月第4土曜日 (6/22・7/27・8/24・9/28・10/26・11/23・ 12/28・1/25・2/22・3/28)	午後1時～午後4時	担当 石神 029-896-3417
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/17)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階会議室	毎月第3火曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/17)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	友部公民館 (笠間市市役所となり)	毎月第3水曜日 (6/19・7/17・8/21・9/18・10/16・11/20・ 12/18・1/15・2/19・3/18)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-7533
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (6/22・7/20・8/17・9/21・10/19・11/23・ 12/21・2/22・3/21)	午前10時～正午	担当 塚本 090-8509-3622 予約日時:相談日前日の17:00まで
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (6/5・7/3・8/7・9/4・10/2・11/6・12/4・1/8・ 2/5・3/4)	午後1時～午後5時	北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	三和会館	10/26	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
		スペースU古河	10/19	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
		総和中央公民館	11/9	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
	五霞町	中央公民館	6/22・1/18	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階 会議室	第4日曜日 (6/30・7/28・8/25・9/29・10/27・11/24・ 12/22・1/26・2/23・3/22)	午後1時～午後4時	担当 肥後 090-3043-1916
	桜川市	大和庁舎 市民ホール	6/17・12/16	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
		岩瀬庁舎第一庁舎 小会議室	8/19・2/17	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
		真壁庁舎 3190会議室	10/21	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	下妻市	下妻公民館 1階 和室	10/20	午後1時～午後3時30分	担当 関 0296-44-3956
	常総市	水海道庁舎 市民ホール	毎月第1火曜日 (6/4・8/6・9/3・10/1・11/5・12/3・1/7・2/4・3/3)	午後1時～午後4時 10/1は午前10時～午後4時	担当 飯塚 090-8892-4712
		石下庁舎 第1会議室	7/2・10/1	7/2 午後1時～午後4時 10/1 午前10時～午後4時	担当 飯塚 090-8892-4712
	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (6/11・7/9・8/13・9/10・10/8・11/12・ 12/10・1/14・3/10)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	6/15・8/17・10/19・12/21・2/15	午前10時～午後3時	担当 増戸 0296-25-1907
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 (要予約)	毎月第2木曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・11/14・ 12/12・1/9・2/13・3/12)	午後1時～午後4時	担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階 広報広聴課 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (6/20・7/18・9/19・10/17・11/21・12/19・ 1/16・2/20・3/19)	午後1時30分～午後4時30分	土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
と	東海村	東海村社会福祉協議会 1階会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/17・2/14・3/13)	午後1時～午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804
は	坂東市	岩井公民館 会議室1 猿島公民館 会議室2・3	7/28 10/20・1/26	午後1時～午後4時	担当 池ノ上 080-3399-9121 担当 池ノ上 080-3399-9121
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	奇数月第2水曜日・偶数月第2・第4水曜日 (6/12・6/26・7/10・8/14・8/28・9/11・ 10/9・10/23・11/13・12/11・12/25・1/8・ 2/12・2/26・3/11)	午後1時～午後4時	日立市役所 広聴戦略課 0294-22-3111
み	常陸太田市	常陸太田市役所 201会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) (6/17・7/16・8/19・9/17・10/21・11/18・ 12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時30分～午後5時	担当 飛田 0295-52-3319
ひ	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日 (6/6・6/20・7/4・7/18・8/1・8/15・8/29・ 9/5・9/19・10/3・10/10・10/17・10/24・ 10/31・11/7・11/21・12/5・12/19・1/16・ 1/30・2/6・2/20・3/5・3/19)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	水戸市役所 1階市民相談室併設相談室 茨城県立図書館 3階会議室3	毎週木曜日 (6/6・6/13・6/20・6/27・7/4・7/11・7/18・7/25・ 8/1・8/8・8/15・8/22・8/29・9/5・9/12・9/19・ 9/26・10/3・10/10・10/17・10/24・10/31・11/7・ 11/14・11/21・11/28・12/5・12/12・12/19・ 12/26・1/9・1/16・1/23・1/30・2/6・2/13・2/20・ 2/27・3/5・3/12・3/19・3/26)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
や	八千代町	中央公民館	7/20・2/15	午前10時～午後2時	担当 細井 0280-33-3685
も	守谷市	高野公民館 活動室他	原則毎月第2土曜日 (6/15・7/13・8/10・9/14・10/12・11/9・ 12/14・1/11・2/8・3/14)	午後1時～午後4時	担当 片平 0297-44-9967

この日程は変更になる場合があります。

充実の令和、さらに皆さんの信頼に応えます!!



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

【季のきらめき】をご覧いただきありがとうございます。

世のため、人のために存在する行政書士制度を、出来るだけ多くの皆さんに活用いただくことを願い、茨城県行政書士会が自信を持って発刊しております。

令和新時代に入って初めて、しかも末広がりのナンバーである8号目を迎えることが出来ました。とても感慨深いものがあります。これまでの歩みをしっかり総括し、さらに信頼される行政書士像を描いてまいりたいと思います。

ところで、社会における行政書士の役割、人や企業との関わり、存在意義をご存知でしたか。どれだけ皆さんに認知されているのか、正しく理解されるにはどうしたら良いのか、そして期待に応えることが出来たのか、自問自答の繰り返し、様々な試みを企図してまいりました。

行政書士をはじめとする士業制度は、国民生活をより便利にするために存在する社会の公器といえます。その中でも行政書士は最も身近な存在として、国民一人ひとりの権利を守ることで、悩みを解決し、夢の実現を応援します。相続や遺言、契約書等の作成、法人の設立から許認可取得まで、幅広い分野をカバーできる法律手続きのスペシャリストです。

『皆さんの期待と信頼に応える行政書士』。気軽に活用してみませんか!!

一人で悩まず気軽に相談！

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(コキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

土地開発に 関すること

法人設立に関すること

飲食店等の 営業許可に 關すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

後援 公益財団法人
茨城県開発公社

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

茨城县行政書士会

檢索

